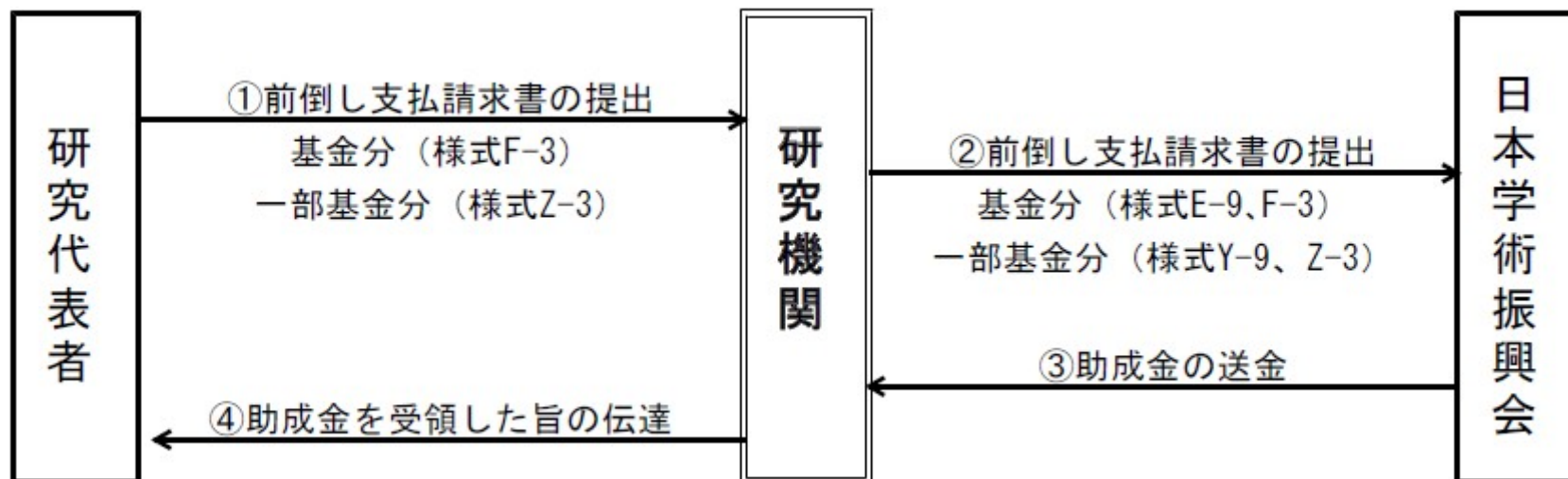


# 助成金を前倒し請求する場合（基金分・一部基金分）

〈事務の流れ〉



- 基金、一部基金の助成金については、研究の進捗状況により、補助事業期間全体を通じた助成金の交付決定額の範囲内であれば、次年度以降に予定していた研究費を前倒して使用することが可能です。
- 前倒し支払請求書提出にあたっては、該当する補助事業の交付申請書の写しを必ず添付してください。なお、交付申請書の記載内容をすでに変更している場合は、その変更承認申請書等の写しも添付してください。
- 前倒し請求の時期  
1回目 請求書提出時期：9月1日まで、助成金送金時期：10月頃  
2回目 請求書提出時期：12月1日まで、助成金送金時期：1月頃

## 【前倒し請求にあたっての注意事項】

- ① 前倒し請求することによって、補助事業期間を短縮することはできません。
- ② 追加配分(交付決定額の増額)は行いませんので、次年度以降の研究計画が遂行できなくなるような多額の前倒し支払請求を行うことは避けてください。また、応募資格の喪失等に伴う研究の廃止が見込まれる場合に、応募資格の喪失等を理由として助成金を前倒すことができないことを、研究代表者に周知してください。
- ③ 基金分、一部基金分の前倒し支払請求は承認事項ではありませんが、前倒し支払請求を求める理由によっては、前倒し支払に応じられない、または執行状況の確認を求める場合があります。



